

## 臼杵市内産業廃棄物中間処理事業者に対する行政処分について

このことについて、下記のとおり平成26年1月23日付けで行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 被処分者

大阪府岸和田市地蔵浜町 11 番地の 1 リマテック株式会社 代表取締役 田中 正敏  
大分県知事許可内容：産業廃棄物処分業許可及び特別管理産業廃棄物処分業許可

#### 2 行政処分の原因となる事実

リマテック株式会社九州工場(臼杵市野津町大字都原 906 番地)において、平成 25 年 12 月 2 日午後 9 時頃、爆発・火災事故が発生し、工場 A 棟の建て屋及び内部施設が大破、B 棟についても建て屋が小破するなどした。

これにより同社九州工場は、産業廃棄物の中間処分業に必要な処理施設を有しないこととなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に定める基準（「事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準」）に適合しなくなった。

#### 3 行政処分の内容

平成26年1月23日から平成26年5月22日までの間、産業廃棄物処分業許可及び特別管理産業廃棄物処分業許可の停止

#### 4 根拠法令

(事業の停止)

法第 14 条の 3 第 2 号、法第 14 条の 6

(適合基準)

法第 14 条第 10 項第 1 号、法第 14 条の 4 第 10 項第 1 号

法施行規則第 10 条の 5 第 1 号イ

法施行規則第 10 条の 17 第 1 号イ